## 様式1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	死体解剖の許可
根拠条例·規則等名		死体解剖保存法(昭和24年6月10日法律204号) 死体解剖保存法施行規則(昭和24年10月19日厚生省令
		37号)
条項		法第2条第1項 第2条第2項 第2条第3項 第7条 施行規則第1条
所	管 部 課	保健衛生局 保健所 保健所管理課 (電話:048-840-2207)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	<ul><li>(1)必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。</li><li>(2)死体の解剖をしようとするものは、原則として医師又は歯科医師であること。</li><li>(3)公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合であること。(死体解剖保存法第2条第2項)</li></ul>
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	5 日
間	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備  考	